

## 5 労働争議に関する状況

### (1) 労働争議の有無、争議行為と第三者機関の関与の状況

過去3年間において、労働組合と使用者との間で発生した労働争議の状況をみると、「労働争議があった」2.7%（平成29年調査1.8%）、「労働争議がなかった」97.2%（同98.0%）となっている。

また、過去3年間に労働争議があった労働組合について、争議行為と第三者機関の関与の状況をみると、「争議行為と第三者機関の関与があった」32.7%（同26.0%）、「争議行為のみで第三者機関の関与がなかった」49.8%（同56.4%）、「第三者機関の関与のみで争議行為がなかった」16.1%（同17.6%）となっている。（第8表）

第8表 過去3年間における労働争議の有無、争議行為と第三者機関の関与の状況別割合

区分	計	争議行為と第三者機関の関与の状況						労働争議がなかった
		労働争議があった	争議行為と第三者機関の関与の状況			第三者機関の関与のみで争議行為がなかった		
			争議行為があった	争議行為と第三者機関の関与があった	争議行為のみで第三者機関の関与がなかった			
計	100.0	2.7 (100.0)	( 82.5)	( 32.7)	( 49.8)	( 16.1)	97.2	
＜ 企業規模 ＞								
5,000人以上	100.0	1.9 (100.0)	( 72.5)	( 32.5)	( 40.0)	( 18.5)	98.1	
1,000～4,999人	100.0	1.7 (100.0)	( 75.9)	( 14.6)	( 61.3)	( 24.1)	97.8	
500～999人	100.0	2.6 (100.0)	( 81.0)	( 65.2)	( 15.8)	( 19.0)	97.4	
300～499人	100.0	6.0 (100.0)	( 80.6)	( -)	( 80.6)	( 19.4)	94.0	
100～299人	100.0	3.8 (100.0)	( 92.7)	( 51.0)	( 41.7)	( 7.3)	96.2	
30～99人	100.0	0.7 (100.0)	( 75.1)	( 65.9)	( 9.2)	( 24.9)	99.3	
＜ 労働組合の種類 ＞								
単位労働組合	100.0	2.7 (100.0)	( 84.0)	( 33.2)	( 50.7)	( 14.6)	97.2	
単位組織組合	100.0	3.4 (100.0)	( 85.4)	( 43.7)	( 41.7)	( 14.6)	96.6	
支部等の単位別組合	100.0	2.1 (100.0)	( 82.0)	( 18.7)	( 63.3)	( 14.5)	97.7	
連合別組合	100.0	4.2 (100.0)	( 60.0)	( 20.0)	( 40.0)	( 40.0)	95.8	
本部組合	100.0	1.2 (100.0)	( 60.0)	( 31.3)	( 28.7)	( 40.0)	98.8	
平成29年調査計	100.0	1.8 (100.0)	( 82.4)	( 26.0)	( 56.4)	( 17.6)	98.0	

注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

（ ）内は、労働争議があった労働組合に対する割合である。

1) 労働争議の有無「不明」を含む。

2) 労働争議の第三者機関の関与の状況「不明」を含む。

### (2) 労働争議がなかった理由

過去3年間に労働争議がなかった労働組合について、その理由（複数回答 主なもの3つまで）をみると、「対立した案件がなかったため」55.8%（平成29年調査53.7%）が最も高く、次いで「対立した案件があったが話し合いで解決したため」34.7%（同38.5%）、「対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため」12.5%（同11.7%）となっている（第9表）。

第9表 過去3年間に労働争議がなかった理由別割合

区分	労働争議がなかった計	労働争議がなかった理由（複数回答 主なもの3つまで）									その他
		対立した案件がなかったため	対立した案件があったが話し合いで解決したため	対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため	労使関係の悪化を懸念したため	労働争議に持ち込むことによる企業収益の悪化が見込まれるため	労働争議に持ち込むことによる社会的影響、批判を考慮したため	労働争議に持ち込んで成果が得られないと判断したため	上部組織のみで又は下部組織のみで労働争議を行ったため	労働争議に持ち込むことに組合員の同意が得られなかったため	
計	100.0	55.8	34.7	12.5	7.3	4.1	3.3	8.7	4.5	0.5	3.0
＜ 企業規模 ＞											
5,000人以上	100.0	52.3	37.8	13.0	1.5	0.8	4.4	5.9	10.9	1.2	4.3
1,000～4,999人	100.0	57.7	32.0	10.3	7.7	2.9	3.8	6.7	3.4	0.7	1.8
500～999人	100.0	57.7	36.8	12.1	7.2	1.2	3.8	4.9	5.2	0.4	0.4
300～499人	100.0	52.8	37.8	22.1	12.7	9.0	2.8	14.7	-	0.2	0.5
100～299人	100.0	54.7	36.9	12.4	7.7	6.6	3.0	9.8	0.7	-	4.8
30～99人	100.0	61.3	25.6	8.2	11.8	6.2	1.0	13.2	5.5	0.2	4.1
＜ 労働組合の種類 ＞											
単位労働組合	100.0	55.7	34.1	12.4	7.4	4.1	3.1	8.6	4.7	0.5	3.0
単位組織組合	100.0	57.8	34.5	13.1	9.3	5.4	2.4	10.0	0.1	0.2	3.2
支部等の単位別組合	100.0	54.0	33.8	11.8	5.8	2.9	3.7	7.5	8.6	0.7	2.9
連合別組合	100.0	51.8	39.5	12.3	6.1	3.5	6.1	9.6	6.1	2.6	6.1
本部組合	100.0	58.5	42.4	14.4	6.8	5.8	5.4	9.1	-	0.7	1.2
平成29年調査計	100.0	53.7	38.5	11.7	8.3	4.5	2.8	8.9	3.4	1.1	3.9

注：過去3年間とは、平成29年7月1日から令和2年6月30日までをいう。

1) 労働争議がなかった理由「不明」を含む。

### (3) 争議行為開始の際の状況【本部組合及び単位労働組合】

争議行為開始の際の状況についてみると、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について「取り決めている」49.7%（平成27年調査64.5%）、「取り決めている」49.0%（同34.6%）となっている。

また、「取り決めている」労働組合について予告方法をみると、「文書」93.1%（同86.5%）、「口頭」6.0%（同10.4%）となっている。（第10表）

第10表 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無、予告方法別割合  
（本部組合及び単位労働組合）

区 分	計	争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている	予告方法		争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている
			文書	口頭	
本部組合及び単位労働組合計	100.0	49.7 (100.0)	(93.1)	(6.0)	49.0
＜ 企 業 規 模 ＞					
5,000 人 以 上	100.0	62.8 (100.0)	(89.2)	(9.2)	36.4
1,000 ～ 4,999 人	100.0	56.7 (100.0)	(95.1)	(4.2)	41.5
500 ～ 999 人	100.0	49.8 (100.0)	(94.7)	(3.7)	49.8
300 ～ 499 人	100.0	48.4 (100.0)	(95.9)	(3.9)	51.6
100 ～ 299 人	100.0	36.5 (100.0)	(94.8)	(5.2)	60.8
30 ～ 99 人	100.0	40.7 (100.0)	(90.9)	(8.4)	59.0
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞					
単 位 労 働 組 合	100.0	49.0 (100.0)	(92.8)	(6.3)	49.6
単 位 組 織 組 合	100.0	40.8 (100.0)	(96.5)	(3.1)	59.0
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	56.0 (100.0)	(90.5)	(8.3)	41.8
本 部 組 合	100.0	62.2 (100.0)	(97.6)	(1.9)	37.1
平 成 27 年 調 査 計	100.0	64.5 (100.0)	(86.5)	(10.4)	34.6

注：（ ）内は、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合に対する割合である。

1) 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無「不明」を含む。

2) 予告方法の種類「不明」を含む。

### (4) 争議行為開始の際の予告期間【本部組合及び単位労働組合】

争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合における予告期間をみると、「24時間を超え48時間以内」27.4%（平成27年調査21.1%）が最も多く、次いで「期間の定めはない」26.4%（同27.7%）、「24時間以内」13.0%（同10.7%）などとなっている（第11表）。

第11表 争議行為開始の際の予告期間別割合（本部組合及び単位労働組合）

区 分	争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている計	予告期間							不明
		24時間以内	24時間を超え48時間以内	2日を超え3日以内	3日を超え7日以内	7日を超え10日以内	10日超	期間の定めはない	
		本部組合及び単位労働組合計	100.0	13.0	27.4	12.2	8.4	4.9	
＜ 企 業 規 模 ＞									
5,000 人 以 上	100.0	12.5	28.1	10.9	6.3	9.6	9.6	21.1	1.8
1,000 ～ 4,999 人	100.0	18.2	31.2	12.9	8.7	3.1	4.7	18.8	2.4
500 ～ 999 人	100.0	12.5	32.1	9.1	6.7	3.5	4.0	31.6	0.4
300 ～ 499 人	100.0	19.7	23.5	13.5	12.6	2.5	0.1	20.0	8.1
100 ～ 299 人	100.0	9.6	23.2	6.8	11.5	4.4	7.7	36.9	0.0
30 ～ 99 人	100.0	0.4	22.0	25.5	5.3	1.4	1.5	43.2	0.7
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞									
単 位 労 働 組 合	100.0	13.2	27.3	11.4	8.4	4.9	6.0	26.8	2.1
単 位 組 織 組 合	100.0	12.1	25.2	11.8	10.1	3.0	4.3	32.4	1.2
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	13.9	28.5	11.1	7.4	6.0	7.0	23.4	2.6
本 部 組 合	100.0	10.5	29.2	24.4	7.9	4.9	1.1	20.7	1.4
平 成 27 年 調 査 計	100.0	10.7	21.1	10.0	10.9	3.7	4.7	27.7	11.0